

## 試験問題

科目名	実施日
刑事訴訟法	令和8年3月14日(土)

### 【問題1】(配点50点)

次の各事項について、条文上の根拠に触れつつ、説明しなさい。

- (1) 所持品検査の適法性
- (2) 違法収集証拠排除法則

### 【問題2】(配点50点)

以下の〔事例〕を読んで、〔設問〕に答えなさい。

#### 〔事例〕

1 乙は、令和7年10月25日午前2時頃、一人暮らしの自宅の2階寝室で就寝中、物音に気付いて1階居間に行き、照明をつけた。すると、十年来の知人である甲が、同室の窓ガラスを割って侵入し、同室内のタンスを物色している状況であった。甲は、乙に対して、出刃包丁を突き付け、「騒ぐな。金の在りかを言え。言うことを聞かないと刺すぞ」などと脅した。反抗を抑圧された乙が、タンスの一番上の引き出しに現金10万円がある旨を伝えると、甲は、これを奪って逃走した。

甲は、同年11月2日に逮捕されたが、取調べで黙秘した。

2 司法警察員Aは、同月3日、乙の事情聴取をしたところ、乙が1記載の内容と同様の説明をしたことから、同日、前記説明を録取した供述調書(以下「本件供述調書」という。)を作成した。乙は、これに署名及び押印をした。

しかし、同月6日に乙が交通事故により死亡したため、本件供述調書以外には、乙の供述調書や乙の説明を記載した捜査報告書等は作成されなかった。

3 甲は、黙秘のまま、同月21日、住居侵入・強盗罪により起訴された。

第1回公判期日において、検察官は、乙方居間の窓ガラスが割れた状況等を撮影した写真が添付された写真撮影報告書とともに、立証趣旨を「被害状況」として、本件供述調書を証拠調べ請求した。これに対して、甲の弁護人は、「甲は、出刃包丁を乙に突き付けていないし脅迫もしていない。乙に借金を申し込んだところ、甲が10万円を貸してくれたものである。乙方の窓ガラスの破損については争わないが、甲が割ったのではない。」などと主張し、写真撮影報告書については同意したものの、本件供述調書を不同意とした。

#### 〔設問〕

本件供述調書の証拠能力について、具体的事実を摘示しつつ論じなさい。